

令和7年度第3回清須市農業委員会議事録

召集年月日 令和7年6月25日(水) 午後2時
 召集場所 清須市役所北館2階 第1会議室・第2会議室
 開 会 令和7年6月25日(水) 午後2時
 出席委員

農業委員							
1. 伊藤 正敏	○	2. 酒井 温司	×	3. 丹羽 保宏	○	4. 横井 満之	○
5. 中野 浩光	○	6. 三宅 正恭	○	7. 石塚 晴郎	○	8. 岩田 房喜	○
9. 鈴木 正	○	10. 後藤 善一	○	11. 星野 清明	○	12. 水野 格廉	○
13. 小島 慶久	○	14. 木村 実勇喜	○				
農地利用最適化推進委員							
15. 鈴木 朝明（北部）	○	16. 渡邊 由美子（西部）	○	17. 堀田 啓（南部）	○		

計 16 名

本会議に職務のために出席した者の氏名

事務局長 梶浦 庄治
 主 事 高味 俊夫
 主 事 宮下 彩乃

議 事 日 程

1 提出案件

(1) 議決案件

議案第6号 農地法第3条の規定に係る許可申請 …… 4件
 議案第7号 農地法第5条の規定に係る許可申請 …… 1件
 議案第8号 農用地利用集積等促進計画策定の要請 …… 3件
 (一括契約)

(2) 報告案件

報告第6号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出 …… 6件
 報告第7号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 …… 8件

2 その他

会

長 皆さん、こんにちは。

梅雨入りをしましたが、暑い日が続いております。湿度も高いです
ので委員のみなさまには、熱中症等の体調管理に十分注意していただ
きたいと思います。

では、只今から、令和7年度第3回清須市農業委員会を開催いたしま
す。本日は2番の酒井委員が欠席と連絡をいただいております、出席者は
13名で定足数に達していることをご報告いたします。また、農地利用
最適化推進委員は3名の出席をいただいております。ありがとうございます。

次に、本日の議事録署名者を指名させていただきます。本日は14番
木村 実勇喜（きむら みゆき）委員 4番 横井 満之（よこい
みつゆき）委員にお願いしたいと思います。

ご異議ございませんか。

（異議なしの声を確認の上）

ありがとうございます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

それでは、【議案第6号】 農地法第3条の規定による許可申請1件と
追加案件の3件あわせて4件を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事務局 議案書1ページ、申請番号R7-5をご覧ください。

申請地、地目、面積、譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。

会社勤めのため耕作ができない譲渡人から、農業経営の拡大をしたい譲
受人への賃貸借権の設定の申請です。譲受人は、名古屋市に本社がある農
業を主とする法人です。トラクター4台、運搬車2台を所有しております。
主な農作業従事者は7人、従事日数は一人平均で約250日、経営面積は
18,913㎡、人によりますが、申請地への通作距離は近い方で約3km遠い方
で46km、通作時間は車で、近い方は8分、遠い方は45分です。

譲受人は他市町村で農地を所有し、耕作している農地所有適格者法人で
あるため、ヒアリングを行っていません。

以上のことを踏まえて、農地法第3条許可申請の基本要件である3項目、
全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件のいずれも満
たしていると判断されます。

以上で説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。
この案件の地元は木村委員になりますが、
木 村 委 員 現場を見てきて、すでに耕作がされており、作物が植えてありました。所有者さんの管理が不十分だったため、草生えが酷い状態でした。しっかり管理されるのであれば、何ら問題はありません。

会 長 他にご意見などありませんか。
なければ、この案件について、当農業委員会として許可してよろしいでしょうか。
(「異議なし」の声あり)
ありがとうございます。では、この案件について、「当農業委員会として「許可する」ことといたします。
続きまして、追加の3件について事務局から説明を求めます。

事 務 局 本日机上配布させていただきました、議案書農地法3条(追加分)をご覧ください。また譲受人が同じため、申請番号 R7-6、R7-7、R7-8 の3件を同時に説明させていただきます。
申請地、地目、面積、譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。
会社勤めのため耕作ができない譲渡人から、今後行われる予定の春日長久寺の開発事業により事業者へ所有地を提供し、継続して営農を行うため代替農地を先んじて取得したい譲受人への所有権移転の申請です。
譲受人は、耕運機1台、軽トラック1台を所有しております。従事日数は150日、経営面積は2,552 m²、申請地への通作距離は約0.08 km、通作時間は徒歩で2分です。
譲受人は新規就農者ではないためヒアリングを行っていません。
以上のことを踏まえて、農地法第3条許可申請の基本要件である3項目、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件のいずれも満たしていると判断されます。
以上で説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。
この案件の地元は木村委員になります。

木 村 委 員 以前取り下げになった案件ですが、現地に何ら問題ありません。

会 長 他にご意見などありませんか。

伊 藤 委 員 春日の長久寺の開発とは何ですか。

事 務 局 まだ詳しい内容について、市に相談はありません。申請理由を確認した

際に、開発の話があることを事務局も知りました。地権者との話は十分進んでいるとのこと。ただ、事業計画の内容については調整段階のため申請までに至ってないです。駐車場になる予定とのこと。

伊藤委員 民間の都市開発ではなくて単純に駐車場計画ということですか。

事務局 そうです。

会長 個人の開発ですか。

事務局 法人の開発です。

会長 面積はわかりますか

事務局 3,000 m²よりは小さいです。

会長 他にご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として許可してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について、当農業委員会として「許可する」といたします。

続きまして、【議案第7号】農地法第5条の規定に係る許可申請1件について議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書2ページをご覧ください。

申請番号 R7-4、申請地、地目、面積、譲渡人、譲受人については議案書のとおりです。

申請者は、名古屋市に拠点を置く、家電製品の修理、設置、取り外し等の工事を行っている個人事業主です。業務で使用する資材、エアコンの室外機等を自宅で保管していましたが、事業の拡大に伴い、保管スペースが限界となり、資材置場と資材を車で運ぶため駐車場の確保が急務となりました。

業務を行う主な地域が一宮市や稲沢市など尾張地方の北部や県外からも受注しているため、清洲 JCT 付近の市街化区域で土地を探しましたが、希望に沿う土地が見当たらず、市街化調整区域ではありますが、所有者より承諾を得られたため申請に至りました。

申請地は。立地基準のエー（ア）－b－（b）街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地に該当し、第3種農地と判断でき、許

可できる案件となります。こちら始末書が添付されております。

また一般基準については特段の問題はございません。

配布した図面をご覧ください。申請地は位置図の赤丸の印のところ
です。土地利用計画図をご覧ください。南東側に 2 台分の駐車場、南西側に資材
を入れるコンテナを二つ、北西側には室外機などの資材置場となっていま
す。コンテナに入れない資材に関しましては、敷ゴムを設置し、ブルー
シートで覆い、飛散を防止することです。

周囲はブロックを積み土砂の流出を防ぎます。また、雨水は自然浸透さ
せ、北側に側溝がありますが、乗り入れ口部分は既存のものを使用する
こととします。そのため、側溝の入れ替えはありません。

以上で説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。

この案件の地元は小島委員になります。

小 島 委 員 現地に行ってきました、すでに資材置き場として使用されており、何ら
問題はございません。

会 長 他にご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「意見なし」として
よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について、「意見なし」とする
ことといたします。

続きまして、【議案第 8 号】農用地利用集積等促進計画策定の要請につ
いて 3 件を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事 務 局 それでは、議案書 3 ページをご覧ください。

こちらは農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定に
基づき、農地利用集積等促進計画を定めることを基金に要請するため、審
議をお願いするものです。

申請番号 R7-2 についてです。こちらは、西春日井農協が地権者と耕作
者の使用貸借について権利利用調整を行ったもので、この促進計画を公告
することにより権利が発生します。

利用権設定をする土地、面積については記載のとおりです。設定する権
利は使用貸借権で期間は 10 年間となっております。

続きまして、申請番号 R7-3 についてです。こちらは、清須市が地権者
と耕作者の貸貸借について権利利用調整を行ったもので、この促進計画を

公告することにより権利が発生します。

利用権設定をする土地、面積については記載のとおりです。設定する権利は賃貸借権で期間は10年間となっております。

続きまして、議案書4ページをご覧ください。申請番号R7-4についてです。こちらは、清須市が地権者と耕作者の使用貸借について権利利用調整を行ったもので、この促進計画を公告することにより権利が発生します。

利用権設定をする土地、面積については記載のとおりです。設定する権利は使用貸借権で期間は10年間となっております。

以上で説明を終わります

会 長 事務局の説明が終わりました。

3件とも地元は後藤委員になりますので一言お願いします。

後 藤 委 員 現地に確認にいきまして、しっかりと管理されておりますので問題ございません。

会 長 他にご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「意見なし」としてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について、「意見なし」とすることといたします。

続きまして、【報告第6号】農地法第4条第1項第7号の規定による届出6件及び【報告第7号】農地法第5条第1項第6号の規定による届出8件を事務局より読み上げますので、地区の担当委員さんは一言お願いします。

事 務 局 議案書の5ページをご覧ください。申請番号R7-6、所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は駐車場です。始末書が添付されております。担当は、鈴木朝明委員です。

鈴木朝明委員 特別問題ございません。現在、駐車場ということですが、今後については現在のところわかりません。

事 務 局 今回の届出に関しては 地目変更のための案件です。現在の駐車場についての届出です。今後については事務局も把握しておりません。所有者がお亡くなりになっていて相続人がいないため財産管理する弁護士からの届出となっています。

会 長 地目が畑のままで現況が駐車場のため地目変更ということでよろしいですね。では問題ないということで次の案件をお願いします。

事務局 申請番号 R7-7、所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は共同住宅建築です。始末書が添付されております。担当は、伊藤委員です。

伊藤委員 問題ありません。

事務局 申請番号 R7-8、所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は駐車場です。始末書が添付されております。

担当は、堀田推進委員です。

堀田推進委員 始末書が添付されておりますので、特に問題ありません。

事務局 続きまして、議案書の 6 ページをご覧ください。申請番号 R7-9、所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は住宅敷地です。共有者がいるため同日に 5 条の届出を受付しております。

担当は、渡邊推進委員です。

渡邊推進委員 こちら現地に伺いまして、高齢の方が農地としてではなくお庭として管理されております。お孫さんということで今回届出された案件です。

問題ありません。

事務局 申請番号 R7-10、所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は住宅建築です。福田悪水が該当しております。

担当は、三宅委員です。

三宅委員 問題ありません。

事務局 申請番号 R7-11、所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は共同住宅建築です。

担当は、星野委員です。

星野委員 問題ありません。

事務局 議案書 7 ページをご覧ください。【報告第 7 号】農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出 8 件を報告させていただきます。

申請番号 R7-11、所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は住宅建築です。こちら再転用になります。

担当は、鈴木朝明委員です。

鈴木朝明委員 問題ありません。

事務局 申請番号 R7-12、所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は駐車場になります。

担当は、鈴木朝明委員です。

鈴木朝明委員 問題ないです。ちなみに元は田んぼで現況畑であります。宮田用水の支払いに該当しないのですか。また、相続財産とのことで固定資産税は払われているのですか？参考にお聞きしたいです。

事務局 こちらは、宮田用水の受益地ではないです。
また、固定資産税の支払いの有無については、個人情報の観点からお話しできませんが、一般的には管財人さんに通知が届きますので対応されていると考えられます。

鈴木朝明委員 はい、ありがとうございます。

事務局 申請番号 R7-13、所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は住宅建築になります。
担当は、丹羽委員です。

丹羽委員 問題ありません。

事務局 申請番号 R7-14、所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は住宅建築です。こちら再転用になります。
担当は、星野委員です

星野委員 問題ありません。

事務局 続きまして、議案書の 8 ページをご覧ください。申請番号 R7-15、所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は住宅敷地です。共有者間での所有権移転のため同日 4 条の届出を受付しております。
担当は、渡邊推進委員です。

渡邊推進委員 問題ありません。

事務局 申請番号 R7-16、所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は訪問看護事業所及び駐車場となります。
担当は、中野委員になります。

中野委員 問題ありません。

事務局 申請番号 R7-17、所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は住宅建築です。
担当は、小島委員です。

小島委員 問題ありません。

事務局 議案書の 9 ページをご覧ください。申請番号 R7-18、所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は宅地分譲(住宅建築)です。こちら再転用になります。

担当は、横井委員です。

横井委員 問題ありません。

事務局 以上で説明は終わります。

会長 事務局の説明が終わりました。

以上のことについて、質問はありますか。

それでは、その他について事務局から何かあればお願いします。

事務局 事務局から3点ほどご連絡があります。

机上配付した資料をご覧ください。

1つ目は、令和7年度水田中干し期間のチラシをご覧ください。

皆さんの地元と他の地区の中干し期間を、産業課から皆さんにお知らせしたく、ホームページに掲載できればと考えております。各地区の目安の期間をお知らせいただければありがたいです。よろしくお願いします。

2つ目は、お配りしたチラシをご覧ください。

クリーンパークコンポ(肥料)無料配布のご案内について説明します。

グリーンパーク新川では、し尿や生ごみを処理し、それを再生した汚泥発酵肥料「クリーンパークコンポ」を生産しています。

自家用に使用する方で、クリーンパークへ直接取りに来ていただける方に無料配布しています。事前に予約をして、是非ご利用ください。

なお、予約について・受け取りについて・取り扱いについて書面に記載されておりますのでご一読ください。【予約・問い合わせ】については、五条広域事務組合 クリーンパーク新川までお願いします。

3つ目は、農地パトロールの件です。

農地パトロール日程調整表について、未提出の方は提出をお願いします。次回7月の農業委員会で、8月26日から開始になります農地パトロールの日程について連絡させていただきます。

事務局からは、以上となります。

会長 事務局の説明が終わりました。

以上のことについて、質問はありますか。

それでは、次回の開催について確認します。

令和7年7月25日、金曜日、午後2時から、場所は清洲市民センター2階集会室にて開催予定ですのでよろしくお願いします。

以上で令和7年度第3回農業委員会を閉会します。本日はご苦労様でした。

—終了時刻午後 3 時 0 0 分—

会 長 _____

委 員 _____

委 員 _____